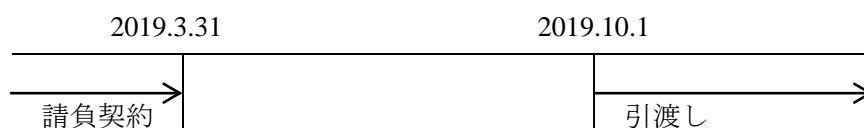


今回のテーマ : 「消費税の経過措置」

本年 10 月 1 日から消費税率が 10% になることに伴い、9 月 30 日を挟んだ前後の取引のうち一定のものについて、旧税率 8% を適用する経過措置が設けられています。今回は、この経過措置のうち主なものを取り上げます。

1. 工事の請負、製造の請負

本年 3 月 31 日までに請負契約を締結した場合は、引渡しは本年 10 月 1 日以後であっても、旧税率 8% を適用します。

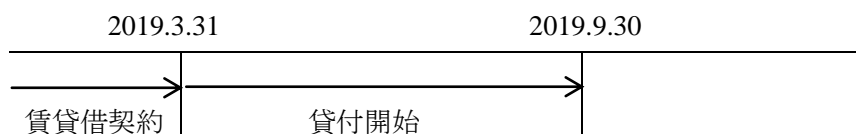


(注)

- (1) 建売住宅であっても、新築、かつ、内外装の模様替え等が売買契約に盛り込まれている場合は経過措置の対象です。(→ 旧税率 8%)
- (2) 見込み生産による製造は経過措置の対象になりません。(→ 10%)
- (3) 経過措置を適用した場合、事業者はその旨を相手方に書面で通知する必要があります。

2. 不動産の賃貸借

本年 3 月 31 日までに賃貸借契約を締結し、本年の 9 月 30 日までに貸付を開始した場合、かつ、一定の要件に該当するときは、旧税率 8% を適用します。(一般的な契約は本年 10 月分から 10% です。)



<一定の要件> 「①及び②」

- ① 貸付期間及び賃料を定めている。
- ② 賃料の変更ができない。(変更不可が期間限定であれば、その期間は旧税率 8%)

3. リース取引

本年 9 月 30 日までにリース資産の引渡しがあった場合、リース料は旧税率 8% を適用します。

